

消費・安全局動物衛生課の体制

組織

消費・安全局

動物衛生課

- ・総括及び総務班
- ・保健衛生班

家畜防疫対策室

- ・防疫企画班
- ・防疫業務班
- ・防疫指導班
- ・野生動物対策班
- ・調査分析班
- ・病原体管理班

国際衛生対策室

- ・国際衛生企画班
- ・多国間調整班
- ・リスク分析班
- ・輸出検疫環境整備班
- ・輸入検疫企画班
- ・査察調整班
- ・検疫業務班

関係法律

法律名	概要
家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)	家畜の伝染性疾病的発生予防、家畜伝染病のまん延防止、輸出入検疫等により、畜産の振興を図る。
狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号)	狂犬病の発生予防、まん延防止及び撲滅により、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法） (平成10年法律第114号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生予防及びまん延防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。
家畜保健衛生所法 (昭和25年法律第12号)	家畜の伝染病の予防、家畜の保健衛生上必要な試験・検査等に関する事務を行うことにより、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資する。
牛海綿状脳症対策特別措置法（BSE特措法） (平成14年法律第70号)	BSEの発生予防及びまん延防止のための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉の安定的な供給体制を確立し、もって国民の健康保護及び生産者、関連事業者等の健全な発展を図る。

家畜伝染病予防法の概要

- 我が国の**畜産業の振興**を図り、もって**畜産経営の安定**と**国民食生活の安定**を図るためには、**家畜の伝染性疾病的発生を予防し、及びそのまん延を防止**することが極めて重要。
- このため、農林水産省及び都道府県の家畜衛生当局は、**家畜伝染病予防法（昭和26年制定）**に基づき、**各種の伝染性疾病的撲滅・清浄化、水際の検疫措置の実施等**に努めている。

●家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）抄

目次

第一章 総則（第一条—第三条の二）

第二章 家畜の伝染性疾病的**発生の予防**（第四条—第十二条の七）

第三章 家畜の伝染性疾病的**まん延の防止**（第十三条—第三十五条の二）

第四章 **輸出入検疫等**（第三十六条—第四十六条の四）

第五章 病原体の所持に関する措置（第四十六条の五—第四十六条の二十二）

第六章 雑則（第四十七条—第六十二条の五）

第七章 罰則（第六十三条—第七十二条）

附則

【対応する主な施策】

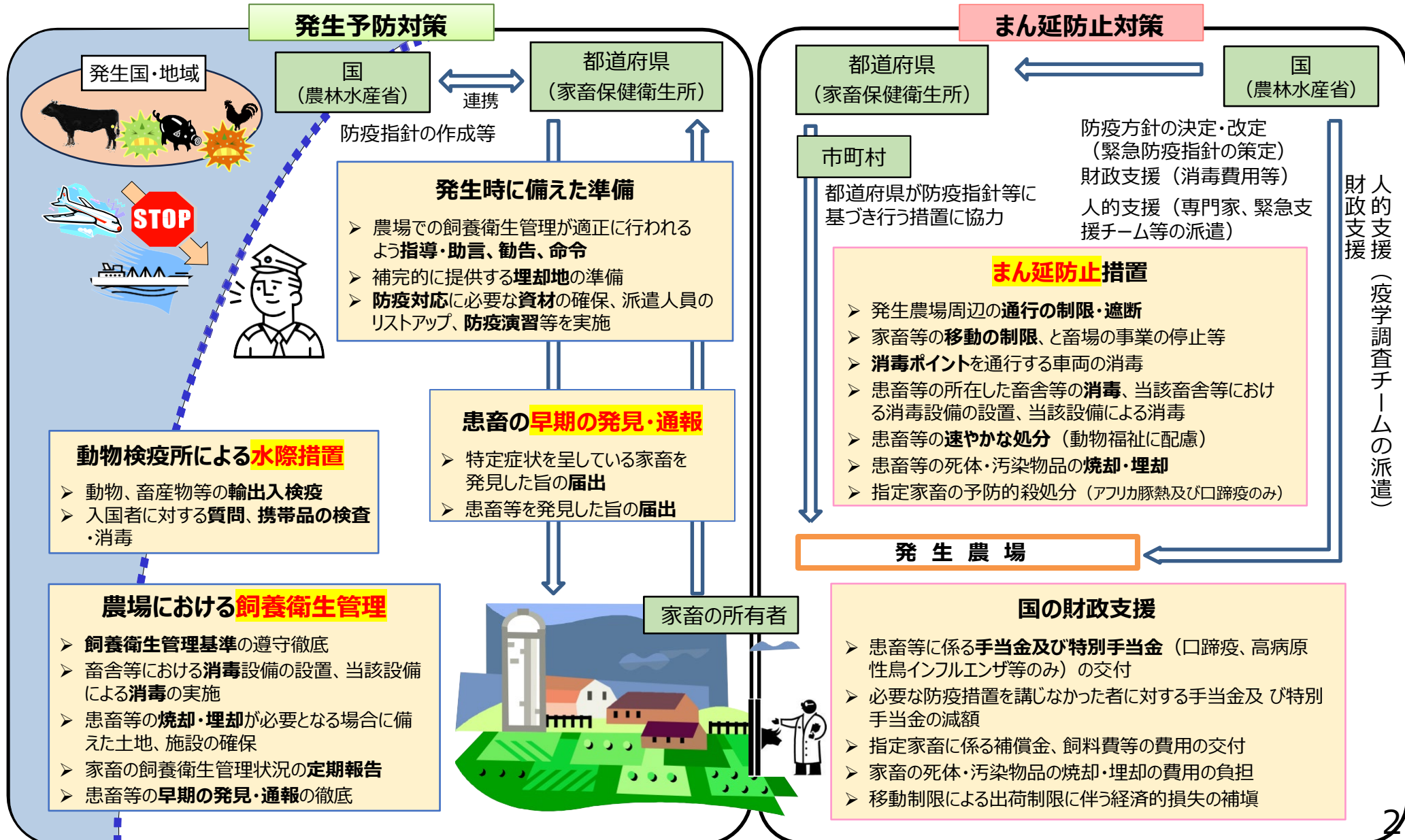
- ➡ **飼養衛生管理基準**の遵守義務等
- ➡ 発生の**届出**、**殺処分**、**移動制限**等
- ➡ **水際措置**（国内外への伝播防止）
- ➡ 国による財政支援（**手当金の交付**等）

（目的）

第一条 この法律は、**家畜の伝染性疾病的**（寄生虫病を含む。以下同じ。）の**発生を予防し、及びまん延を防止**することにより、**畜産の振興を図ることを目的**とする。

発生予防・まん延防止対策

○ 家畜伝染病予防法に基づき、家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止対策を実施。



家畜伝染病予防法上の対象疾病

- 家畜伝染病予防法では、家畜の伝染性疾病のうち、28種類を「**家畜伝染病**」、71種類を「**届出伝染病**」としており、これらを合わせた99種類を「**監視伝染病**」と総称。

監視伝染病（99疾病）

家畜伝染病（28疾病）

【例】

牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、
高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥イン
フルエンザ、伝達性海綿状脳症（TSE）、
結核、ヨーネ病 等

伝播力が特に強い左記 8 疾病※
を**特定家畜伝染病**という。

発生の予防、発生時の初動措置
等について具体的かつ技術的な指
針（**特定家畜伝染病防疫指針**）
が定められている。

※TSEのうち特定家畜伝染病と
なっているのは牛に関するもの
（牛海綿状脳症（BSE））のみ。

届出伝染病（71疾病）

【例】

牛伝染性リンパ腫（EBL）、ランピースキン病、
牛ウイルス性下痢（BVD）、オーエスキー病、
豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS） 等

その他の伝染性疾病

監視伝染病以外で、家畜の生産や健康に重大な影響を及ぼすおそれのある疾病

【例】乳房炎、コクシジウム症、新疾病 等

「家畜伝染病」と「届出伝染病」

- 「家畜伝染病」とは、家畜の伝染性疾病のうち、病性、発生状況、予防・治療法の有無、畜産情勢等を勘案し、発生によるまん延を防止するため、殺処分等の強力な措置を講ずる必要があるものを指す。
- 「届出伝染病」とは、家畜伝染病のように強力な措置を講ずる必要はないものの、行政機関が早期に疾病の発生を把握し、被害を防止することが必要な家畜伝染病に準じる重要なものを指す。

家伝法上の 類型	対象疾病	発生予防 発生を予防するための 届出、検査等	まん延防止 まん延を防止するための 届出、殺処分、移動制限等	輸出入検疫 国内外への伝播防止のための 輸出入検疫検査等
家畜伝染病 (28種類)	口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、 高病原性鳥インフルエンザ 等 【法第16条】	○	○	○
	ヨーネ病 等 【法第17条第1項第1号】			
	伝達性海綿状脳症 等 【法第17条第1項第2号】			
届出伝染病 (71種類)	牛伝染性リンパ腫（EBL）、 ランプースキン病、牛ウイルス性 下痢（BVD） 等	○	×	○
監視伝染病 以外の 伝染性疾病	乳房炎、コクシジウム症、新疾 病等	×	×	×

家畜伝染病予防費

- 家畜伝染病予防法に基づき、①都道府県が行う発生予防・まん延防止の取組に必要な費用を国が負担するとともに、②家畜等の所有者に対し、と殺家畜等に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用を交付。

